

**公益財団法人広島県地域保健医療推進機構
役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人広島県地域保健医療推進機構（以下「この法人」という。）の定款第14条第3項及び第30条第3項の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を含め役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員は、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、宿泊費、宿泊手当、手数料等の経費をいい、報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、毎月一定の日に支給するものとする。
- 3 常勤役員には、毎年3月、6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員には、退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤の理事に対する、報酬等の額は別記第1に定めるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令及びこの法人の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、職員の例による通勤手当を支給することができる。

(費用弁償の額等)

第7条 役員等には、前条の規定による通勤手当のほか、会議の招集に応じ、又は職務のため旅行したときに費用弁償を支給することができる。

2 前項により支給する費用弁償の額は、別表に掲げるとおりとする。その支給方法は、職員の例による。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程の改正は、令和7年6月19日から施行する。

別記第1 理事の報酬等（第4条関係）

- ・ 常勤理事 各年度の総額 850万円までの範囲内

別表（第7条関係）

区 分	費用弁償の額																																																				
1 交通費	職員の旅費に関する規程第7条から第10条の規定に基づく鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の額																																																				
2 宿泊費	<p data-bbox="459 595 922 629">次の表の宿泊費基準額のとおり</p> <table border="1" data-bbox="638 680 1171 1951"> <thead> <tr> <th data-bbox="644 687 847 734">区 分</th> <th data-bbox="850 687 1171 734">宿泊費基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>青森県</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>宮城県</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>秋田県</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>山形県</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>福島県</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>栃木県</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>群馬県</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td>19,000円</td></tr> <tr><td>千葉県</td><td>17,000円</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>19,000円</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>新潟県</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>富山県</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>福井県</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>山梨県</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>長野県</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>岐阜県</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>静岡県</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>11,000円</td></tr> </tbody> </table>	区 分	宿泊費基準額	北海道	13,000円	青森県	11,000円	岩手県	9,000円	宮城県	10,000円	秋田県	11,000円	山形県	10,000円	福島県	8,000円	茨城県	11,000円	栃木県	10,000円	群馬県	10,000円	埼玉県	19,000円	千葉県	17,000円	東京都	19,000円	神奈川県	16,000円	新潟県	16,000円	富山県	11,000円	石川県	9,000円	福井県	10,000円	山梨県	12,000円	長野県	11,000円	岐阜県	13,000円	静岡県	9,000円	愛知県	11,000円	三重県	9,000円	滋賀県	11,000円
区 分	宿泊費基準額																																																				
北海道	13,000円																																																				
青森県	11,000円																																																				
岩手県	9,000円																																																				
宮城県	10,000円																																																				
秋田県	11,000円																																																				
山形県	10,000円																																																				
福島県	8,000円																																																				
茨城県	11,000円																																																				
栃木県	10,000円																																																				
群馬県	10,000円																																																				
埼玉県	19,000円																																																				
千葉県	17,000円																																																				
東京都	19,000円																																																				
神奈川県	16,000円																																																				
新潟県	16,000円																																																				
富山県	11,000円																																																				
石川県	9,000円																																																				
福井県	10,000円																																																				
山梨県	12,000円																																																				
長野県	11,000円																																																				
岐阜県	13,000円																																																				
静岡県	9,000円																																																				
愛知県	11,000円																																																				
三重県	9,000円																																																				
滋賀県	11,000円																																																				

京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

※ 現に支払った宿泊費の額が宿泊基準額を超える場合であって、当該宿泊施設に宿泊することがやむを得ないと認められるとき（主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難なとき、又は職務遂行上支障のない範囲及び条件で検索しその結果から安価な宿泊施設を選択したときなど）は、当該宿泊に要する費用の額とする。

3 宿泊手当

宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる費用として、1夜当たり2,400円

- 注1) 宿泊費に、朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1,600円
 2) 宿泊費に、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 800円

※ 移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用の場合、1と2の合計の額とする。